

### 第三者評価結果

事業所名：たけのこ永田東保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、保育方針を子どもの健全な心身の発達を図り、子どもが主体として活動でき、人権を大切にする心が育つ内容が明記されており、児童に関する法律や指針に沿ったものとなっています。おおよその年齢で分けた養護と教育に対するねらいが示されており、子どもに携わる大人がやるべきことと、育て欲しい子どもの姿が計画的に実践されていくようになっています。園全体として取り組む、食育・異年齢保育・地域との連携などは項目を設けて作成されています。特に裸足保育やリズム遊びが園の特徴ある保育として明記されています。園長・主任がおおまかな内容を作成をし、各会議の中で検討しながら見直しをしています。職員は、会議の中で読み合わせをして周知するとともに、指導計画の立案時に内容に沿って計画を作成しています。保護者には入園説明会や懇談会・行事などの機会に保育の目標や方針について話をしたり、園だよりなどで伝えたりして周知しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが心地よく生活できるように、各フロアに温度・湿度計を置き、温度・湿度を適切に保持しています。日当たりの良い保育環境となっていますが、夏の時期は、日よけシェードを取り付け直射日光を遮つなどして快適に遊べるように工夫しています。施設の内外・設備・園外環境は、安全点検マニュアルに基づいて日頃から点検を実施し、子どもが安全に過ごせるように環境を整備しています。保育室内の家具の配置は、動線を考慮し、死角にならないように配置したり、牛乳パックで作った仕切りを使用したり、マットを敷いたりして、子どもが安心してくつろげる環境を工夫し、活動が豊かになるように取り組んでいます。遊具は、子どもの遊びを把握し、興味・関心に合わせて用意し、季節や発達に応じて入れ替えを行って意欲的に遊べるように配慮しています。水回りは、子どもが使いやすい設備となっており清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、入園時の書類や日々の保護者との会話、連絡帳などから子どもの状態を把握し、個々の子どもの状態に応じた保育が行われるように努めています。睡眠や休憩などの生活のリズムについては、眠い時に眠ることが出来るよう配慮したり、午睡の時間には、眠くない子には無理には寝かせず一定時間の休息はとれるように環境を整備したりして、子どもの状態や意思に配慮して柔軟に対応しています。日頃から子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、子どもの欲求や気持ちに優しく受容的に対応したり、自分を表現することが十分でない子には、アイコンタクトを取り「いつも見ているよ」というメッセージを送りながら思いを汲み取るようにしたりしています。子どもに分かる言葉を使い、肯定的な言葉を意識して使うようにしています。職員は、チェックリストなどを使い不適切な言葉について振り返る機会を持ち、お互いに注意し合うようにしています。</p>	

【A4】 A-1-(2)-③  
子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

<コメント>

基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭と連絡を取りながら、子どもの発達に応じた時期・子どもがやりたいという気持ちを持った時期に、見守ったり、さりげない支援をしたりして、出来たことを認め達成感が味わえるような働きかけをしています。特に、各フロアで視界に入る、異年齢の保育活動が子どものやってみようという気持ちを育むことが多く、箸の扱いなどに関しては、遊びの中で使ってみたりしながら、子どもに分かり易い方法・やり方などを示し援助しています。保育の中に散歩や戸外遊びを多く取り入れる、十分体を動かす遊びを用意するなどして活動と休憩がバランスよく取れるように配慮しています。一人ひとりの子どもに対して、職員の行き届いた支援が丁寧に行われていますが、子どもの自立支援について職員間で意識を共有し、適切なタイミングで子どもが自分で考えて主体的に行動する環境を工夫し、やろうとする気持ちを育んでいくことが期待されます。

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

<コメント>

クラス別保育、フロア毎の保育、合同保育、個別対応など、それぞれの場面で、子どもが主体的に活動出来るように玩具の配置やコーナーを工夫して設置しています。一人でじっくり遊べる玩具や友だちと関わって楽しめるものを用意し、保育士が仲介に入り遊びが展開するように取り組んでいます。体を十分動かす、探索活動を十分に行うなど目的に合わせた散歩のコース選を工夫しています。散歩によく出かけることで、自然事象に興味や関心を持ったり、自ら関わり新たな発見や考えを楽しんだり、それらを生活の中に取り入れたりしています。散歩などで地域の人たちに接する機会を持ち、あいさつをしたり伝統文化に触れたりして、社会的体験、社会的ルールや態度を身につけることが出来ています。生活の中で培ったイメージを描く、作る、遊びに使う、歌う、体で表現するなど様々な表現活動が自由に出来るように環境を整備しています。表現活動では、子どもの楽しさ、満足感、達成感を共有出来るように支援していくことも期待されます。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、1人ひとりの成育歴の違いに留意し、なるべく特定の大人が関わることで生理的な欲求や情緒の安定を図り、愛着関係を形成するようにしています。子どもの表情などから思いを受け止め、応答的な触れ合いや言葉がけによって、安心して自己表現したり、発語の意欲が出来たり、這う・歩くなどの模索活動が出来るよう取り組んでいます。室内を食事をする場所、睡眠を取る場所、遊ぶ場所にコーナーで分け、玩具は子どもの手の届く場所に置き、関心や興味に応じて主体的に遊べるように工夫しています。同じフロアの1歳児の活動がよく見える場所で生活していることで、やってみようという好奇心が育ち、一緒に活動していく事で、要求が満たされ、次の挑戦が出来るような環境になっています。連絡帳や送迎時の会話などから子どもの家庭での様子を聞き、少しずつ生活のリズムが整っていくように工夫しています。離乳食については、食材表を使用し、それぞれの段階ごとに面談を行っていくなど、家庭との連携を密に取って実施しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、季節や子どもの成長などを考えて環境を整備し、模索活動が十分できるように工夫しています。子どもの自分でしようとする気持ちを尊重するため、時間に余裕をもって、落ち着いた雰囲気の中で見守り援助しています。子どもに、不安定な感情の表出があった場合には受容的に関わり、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気づくことの大切さを丁寧に伝えるとともに、時には代弁するなどして安定した関係が築けるように仲立ちをしています。散歩中に会った人、栄養士などの保育士以外の大人や地域の人々との触れ合いを通して、社会との繋がりに気づきとなるよう取り組んでいます。着脱・排泄に関しては、子どもの状態を把握し、保護者との連携を図りながら基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。

A-1-(2)-⑦  
【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、子どもの発達の過程を配慮し、異年齢での保育や同年齢での保育を組み合わせる保育実践をしています。3歳児は、遊びの中で友だちと一緒に過ごすことが楽しいと感じられるように保育士が仲立ちをすることで、集団の中での自己存在感や満足感が味わえるようにしています。4歳児は、ルールのある集団遊びなどを通して、一人ひとりが主役になれる場面をつくり、達成感や充実感を味わい、自信をもって行動出来るようにしています。5歳児は、運動会やお楽しみ会について話し合い、お互いの思いを主張したり折り合いをつける体験をしながら、同じ目標に向かって友だちと協力し合い一つのことを実現する喜びを味わうことにより、充足感に満たされ、集団を高めて行くように取り組んでいます。子どもが取り組んできた協働的な活動は、保護者参加の行事として公園などで実施しています。学校には、兄弟ケースを通じて情報が伝わるようになっていきます。

A-1-(2)-⑧  
【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

b

<コメント>

特別な配慮を必要とする子どもには、職員がきめ細かい関わりや支援を行い、安心して自己を表現することが出来、他児との関わりも出ています。子どもの特性や保育室の環境に考慮して、事故に繋がらないように必要な整備を行い、安全に過ごせるように取り組んでいます。一人ひとりの特性に基づいた適切な支援を行うために、療育センターなどのアドバイスを受け、職員間で周知されています。職員は、障害児保育の研修に参加し知識を学んだり、情報収集を行ったりして保育に活かすとともに、職員間でも共有しています。保護者には、子どもの様子を伝えたり相談に乗ったりしています。障害児に対しては、個別支援計画を作成していますが、特別な配慮が必要と思われる子どもに対しても、クラスの指導計画と関連付けた個々の指導計画のみならず、個別指導計画を作成し、支援者間の共通理解のもとで、生活年齢に合わせた支援を実践し、記録を蓄積し、情報を共有をしていくことが期待されます。

A-1-(2)-⑨  
【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

a

<コメント>

1日の生活リズムに配慮し、活動と休息の時間をバランスよく設定しています。子どもたちは、その日の活動内容や子どもの様子で若干の時間的な変更がありますが、フロアごとで過ごしたり、合同で過ごしたりしながら最終的には1階のフロアで過ごしています。延長保育などで、異年齢の子どもと一緒に過ごす場合は、子どもがくつろいで安心して過ごすことが出来るように、畳のスペースやコーナー遊びのスペースを設定し、少人数で遊べるように工夫するなどの環境を整えています。夕方6時30分以降の延長保育を利用する子どもには、補食の用意があります。保護者の仕事の都合で保育時間が長くなった場合の子どもにも対応できるようになっています。その日の子どもの状況については、登降園簿を使って職員間で引継ぎ内容が分かるようになっています。保護者との連絡は連絡帳やホワイトボードを利用して伝え漏れの無いように工夫するとともに、必要に応じてメール配信をしています。

A-1-(2)-⑩  
【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮している。

a

<コメント>

全体的な計画の中に、幼保小連携会議や研修に参加すること、小学校行事への参加をすることが明記され、計画的に幼保小の連携が取れるようになっていきます。以前は地域の小学校を訪問し、給食試食会や学校探検をしていましたが、コロナ禍では、オンラインでの校内見学や、小学校まで散歩に出かけ、子どもが小学校以降の生活に見通しが持てるように取り組んでいます。日々の保育の中では、センター園の呼びかけによる公園交流でリレーを楽しんだり、園独自の繋がりによる近隣園交流に参加したりして就学前の子どもたちが安心して新しい環境に移行できるように計画しています。保護者には、クラスだよりや懇談会などで、子どもの生活について見通しが持てるように情報提供しています。希望者には、個人面談も行っています。園長の責任のもとで保育所児童保育要録を作成し、各小学校に送付しています。小学校の先生とは、担任が引継ぎを行っています。保育士は、要録の書き方についての研修を受けています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保健衛生委員会で、作成・見直しをしている「健康管理に関するマニュアル」に基づき、子どもの健康管理が行われています。保護者には、子どもの健康に関する方針について懇談会などで年間保健計画の説明を行い周知しています。加えて、保健だよりを配布し、感染症の通知を玄関に掲示したり、メールで配信したりしています。子ども一人ひとりの健康確認は、毎朝のミーティングで、フロアリーダーが子どもの出欠確認時に行い、全職員で周知しています。緊急な体調の変化やケガなどについては、緊急職員会議を設け、報告周知しています。既往症や予防接種の状況などは、その都度、連絡帳や口頭で情報を得て職員が追記したり、年度が変わる時点で情報を更新したりしています。SIDSに関しては、事故防止と事故対応の研修の中で職員には周知し、実際に0・1・2歳児の午睡時にタブレットで記入しています。保護者には、入園時や懇談会で説明をするとともに、玄関にポスターでも掲示しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 内科・歯科健診は年2回、身体測定は月1回実施しています。4歳児を対象とした視聴覚検診、3・4・5歳児を対象とした尿検査を年1回実施しています。その結果は、健康カード「おおきくなったね」に記入して保護者に渡し、確認のサインをして戻してもらう仕組みになっています。歯科健診の際には、ブラッシング指導を実施して、実施状況や子どもの姿を写真に撮り、玄関に掲示したり、お便りを配布したりして保護者に伝えています。また、園で定期購読している健康関連の資料から、知ってもらいたい情報などを、季節や流行のタイミングを見てお便りの中に掲載し、保護者が健康について理解し家庭での生活に活かせるようにしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 入園時に、アレルギー疾患のある子どもに対しては、園長（主任）・担任・栄養士で保護者とアレルギー面談を行い、医師の診断のもと保護者と連携対応しています。入園後にアレルギー疾患を持っていることが判明した場合にも医師の指示書をもとに同様に対応しています。現在は、アレルギー原因食品を使わない 献立で、アレルギーのある子どももいない子どももみんな仲良く、同じ給食を食べる「なかよし給食」を実施しています。万が一必要になった場合に備えてエビペンを預かり、職員は、使い方の研修も受けています。アレルギー児に対する情報は、一覧表を事務所・休憩室に掲示して全職員が周知しています。職員は、アレルギー研修を受け、必要な知識・情報を得て職員間で共有しています。保護者には、入園のしおりに「食物アレルギーによる除去食について」の項目を設け、説明時に理解を図るよう取り組んでいます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 栄養士が給食室年間計画を立て、保育士と連携した食育年間計画が作成され、野菜の栽培、食材に触れる、行事メニューのクッキングなど毎日の生活の中で食に関わる体験を重ね、食えることが楽しめるようにしています。食材の下ごしらえやクッキングは、ラップなどを利用して塩もみをするなど、2歳児からでも出来るような内容を工夫しています。配膳時に個人差や食欲に応じて量を加減したり、嫌いなものは少しでも食べられるように働きかけたりして子どもの発達に合わせた支援をしています。伝統食の由来の話をしたり、お店屋さんで買い物をしたりして、食文化に触れられる取り組みも行っています。当番活動を取り入れて、その日に使う食材の確認をしながら、栄養素について色分けして貼ったりすることで、栄養と健康に関する理解が深まり、食についての興味・関心を持てるようにしています。保護者には、給食展示のほか、家庭でも作ることが出来るレシピを置いて、親子で楽しんだり、コミュニケーションを取ったりする機会となるように配慮しています。</p>	



<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

子どもの身体計測結果、発育状況や体調を考慮して献立や調理の工夫をしています。栄養士は、食事の様子を見たり、子どもと会話をしたりしながら、好き嫌いや食べる量を把握し、給食会議で職員の意見を聞き、調理の工夫に反映しています。献立作成に当たっては、学校に行っても違和感が無いように小学校での献立を考慮するとともに、旬のものや季節感のある食材を使用して作成しています。地域の食文化を取り入れた行事食を提供するなどして、楽しみながら食に対する関心が広がるような取り組みをしています。体調の良い子どもには、おかゆにしたり、油こっいものを避けたり、食にだわりのある子どもには、調理の過程で対処できることは臨機応変に対応をしたりして、少しでも食べることが出来るように工夫しています。健康面に問題がある場合には、栄養士・主任・園長が保護者面談を行い、様子を聞き、アドバイスをしています。衛生管理マニュアルは、その都度、または、年度末に見直して活用し、衛生管理を徹底しています。

## A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p> <p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

コロナ禍以前は、保護者は、保育室で子どもの送迎を行っていましたが、現在は、担任が保護者の送迎に合わせて子ども一人ひとりを玄関で引き渡しをしています。職員は、連絡帳や送迎時の会話、連絡ボードなど様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集をしています。行事や懇談会などの機会に保育園の方針や全体的な計画の内容、日々の保育の意図などを伝えるとともに、園だより、クラスだより、活動の様子の写真の貼り出しなどにより相互理解が図れるように取り組んでいます。保護者が参加する行事などは、職員と子どもの関わり、子ども同士の関わり、子どもからの反応などを実際に感じる事が出来、子どもの発達や成長をともに考える良い機会になっています。保護者・家庭に関する情報は、記録に残す基準を明確にし、面談簿や必要に応じて職員会議録に記録しています。

<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

職員は、保護者が安心して子育てをすることが出来るように、日頃から笑顔であいさつをしたり、子どもの様子を丁寧に伝えたりしながら信頼関係を築くように努めています。また、保護者の様々な場面で保育士の知識や技術などの専門性を活かし、子育ての相談に乗ったり、アドバイスをしたりしています。日常の会話やアンケート、保護者からの相談などから、保護者の要望や意見・苦情をしっかりと受け止め、保護者に寄り添っていけるようにすることを事業計画にも明記し、職員間で共通認識を持って組織的に取り組んでいます。特に保護者からの相談の申し出があった場合には、保護者の就労などの事情に配慮して日程や時間を設定し、必ず主任、園長にも伝え相談し、助言を得て対応するようにしています。場合によっては、主任も同席し、面談を行うこともあります。必要な内容は、記録に残し、全職員にも周知しています。

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
---	---

<コメント>

園の役割が明記された児童虐待防止マニュアルが作成されています。虐待における保育、虐待の気づきから支援まで分かり易くまとめられ、対応のフローチャートも作られています。職員は、マニュアルに基づく研修とともに、児童虐待診断チェックリストを活用し、日々の観察や身体測定時などを利用して子どもの様子を確認しています。子どもや保護者に普段と違う様子があった場合には、主任（副主任）に報告し、園長に報告して、対応について協議することになっています。園長・主任・副主任・担任は、連携をとって対応し、児童相談所や南区保健センターと速やかに連絡を取り合う仕組みが来ています。保護者が何らかの困難を抱え虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、話を聞く、細やかな対応をするなど、保護者への精神面、生活面で援助をして予防に努めています。保育園運営規定の中で「虐待の防止のための措置」として、保育の提供中に虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに適切な関係機関に通知する旨を明記し、保護者にも説明会で配布しています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>保育士は、保育計画の作成時や保育記録の記入時などに、保育実践を振り返り、自己評価をしています。各会議で、保育の良さや子どもの心の育ちに配慮されているかなど職員相互で話し合い、一人では気づけなかった点や課題についても確認し、内容の改善に努めています。「保育の自己評価」を毎月記入することで、保育全般を総合的に評価し、次の保育に活かしています。また、「自己啓発活動表」を用いて、スキルアップのための目標・実行・評価・改善点を2期に分けて記入し、園長と面談することで確認や助言をもらい、専門知識の強化や保育のモチベーション向上となるようにも取り組んでいます。保育士の自己評価が、個人のスキルアップにとどまらず、保育に関わる全ての人々が共有し、組織的・継続的な保育の質の向上に繋がるようになさらなる取り組みを期待します。</p>	